水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定において準用する同法第25条の３第２項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和８年11月２日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第1227号	杉原設備 杉原　真一	高石市羽衣五丁目４番20-202号	令和８年10月18日	令和13年10月17日
大阪企 第1346号	株式会社ニュートリノ 鳥野　精功	富田林市向陽台一丁目３番12号	令和８年９月30日	令和13年９月29日